「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」に係る注意事項説明書

１．　**送付先変更届により設定した送付先は、住民票の住所等よりも優先される**ため、送付先設定後に転居等で住所が変更になった場合でも、納税通知書は、新住所ではなく、送付先変更届により設定した送付先へ発送されます。

２．　**送付先は申出がない限り廃止されません。**

金沢市内に課税対象となる固定資産をお持ちでなくなった場合でも、送付先は原則として廃止されません。

その後、新たに固定資産（共有資産を含む）を取得した場合には、過去に設定した送付先へ納税通知書が発送されます。**送付先を変更又は廃止される場合には、必ず資産税課まで送付先変更届をご提出ください。**

３．　送付先は個人または法人に設定されるため、**特定の納税通知書のみ送付先を設定することはできません。**

例えば、単独所有の固定資産と共有代表者としてお持ちの固定資産とがある場合には、それらすべての納税通知書が、送付先変更届により設定した送付先へ発送されます。

４．　納税義務者以外の方の住所に送付先を設定した場合でも、**納税義務者が変更になることはありません。**

５．　納税義務者以外の方が届出人となる場合などには、同意確認のため、通知文を発送させていただく場合がございます。**同意確認ができない場合には、送付先を変更することができません。**

６．　その他ご不明な点がございましたら、資産税課までご連絡ください。

今回設定した送付先（本人保管用）　　設定日：　　年　　月　　日

〒　　－

※「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」に係る注意事項説明書は大切に保管してください。

＜問い合わせ先＞
〒920-8577
石川県金沢市広坂１丁目１番１号
金沢市役所総務局資産税課　庶務係
TEL:076-220-2151　FAX:076-220-2182